

宮代町建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、宮代町が発注する建設工事成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負代金額が130万円を超える請負工事とする。ただし、別表1に示す工事については、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況及び目的物の品質等を評価するものとする。

(評定者)

第4条 前条の評定を行う者(以下「評定者」という。)は、宮代町建設工事等検査要綱(平成19年宮代町訓令第12号。以下「検査要綱」という。)第2条の規定による監督員及び工事検査員とする。

(評定方法)

第5条 評定は、監督又は検査で確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、工事の評定者となる監督員が2人以上ある場合においては、それらの者が協議のうえ評定するものとする。

2 評定は、当分の間、国土交通省が定める小規模(市町村)工事成績評定要領(案)により行うものとする。

3 監督員である評定者は工事完成のときに、工事検査員である評定者は完成検査実施のときにそれぞれ評定を行い、その評定の結果を工事成績採点表(以下「採点表」という。)に記録するものとする。

(工事成績の報告等)

第6条 評定者は、採点表により工事検査室長に報告しなければならない。

2 工事検査室長は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく所属長にその評定の結果を通知するものとする。

3 採点表は発注課で保管し、その写しを工事検査室長に提出するものとする。

4 監督員である評定者は、検査要綱第11条第2項の規定による報告に当たっては、当該工事の採点表を添付して行うものとする。

(評定結果の通知)

第7条 所属長は、前条第2項に基づく評定の結果を検査要綱第11条第4項に規定する通知とあわせて、当該工事の請負者に通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 工事検査室長は、評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。この場合においては、その評定の修正結果を遅滞なく所属長に通知するものとする。

2 所属長は、前条に規定する通知後に前項の修正が行われたときは、遅滞なく、そ

の修正結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別表1（評定を省略することができる工事）

土木工事

1．主たる工事内容が、次のいずれかに該当するもの

- （ア）照明灯
- （イ）道路反射鏡
- （ウ）防護柵
- （エ）転落防止柵
- （オ）標識
- （カ）標柱
- （キ）区画線
- （ク）整地、
- （ケ）浚渫
- （コ）堤防天端補修、
- （サ）森林整備工事（間伐、下刈等）
- （シ）掘削
- （ス）運搬

2．単価契約工事

建築工事

1．主たる工事内容が、次のいずれかに該当するもの

- （ア）都市ガス工事
- （イ）標識工事
- （ウ）サイン工事
- （エ）設備機器分解修理
- （オ）外柵工事
- （カ）畳工事